【講習会を受講しないで登録更新をする場合に作成】

登録更新申告書

私は、福島県被災宅地危険度判定士の登録更新において、下記の要件を満たしていることを申告します。

記

（該当するいずれかの番号（１～３、（１）～（３））を○で囲むこと。）

１　現在の登録有効期間内に、被災宅地危険度判定士として派遣されたことがある。

派遣年度：　　　　年度

　　派遣場所：（都道府県名）　　　　　　　（市町村名）

２　現在、次に掲げる資格のいずれかを保有している。

（１）技術士（建設部門に限る。）

（２）一級建築士

（３）土木・建築・造園に関する一級施工管理技士

　※　資格を証明するものの写しを添付

３　現在、国、地方公共団体、民間企業等の職員として、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して職務を行っている。

＜勤務先＞　名　　称　：

所属部署　：

　　　　　　　３に関する上席者の確認欄

　　　　　　職　　名　：

氏　　名　：　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　印

※　福島県被災宅地危険度判定士登録要綱（抜粋）

（登録の更新）

第７条　前条第２項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、登録申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を知事に提出し、第１２条の講習会を受講し修了した場合、又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合に登録を更新することができる。